

柏羽藤環境事業組合手数料条例

〔平成11年11月10日〕
〔 条 例 第 2 号 〕

改正 平成19年11月13日

柏羽藤環境事業組合手数料条例（昭和47年柏羽藤環境事業組合条例第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、廃棄物の処理処分（収集運搬を除く。以下同じ。）に関する手数料について必要な事項を定めることを目的とする。

（手数料）

第2条 柏羽藤環境事業組合において柏原市、羽曳野市若しくは藤井寺市（以下「関係市」という。）に在住する者又は関係市に主たる事務所若しくは事業所を有する者のためにする一般廃棄物の処理処分の手数料は、別表に掲げる額とする。

2 管理者は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前項に定める手数料を減免することができる。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19.11.13）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第2条第1項関係）

区 分	手 数 料
臨時ごみ （自己搬入ごみ）	(1) 10Kg当たり 150円
	(2) 犬、猫の死体 1体当たり 6,000円
収集ごみ 〔直営及び委託、許可業者が 収集する事業系一般廃棄物〕	(1) 45ℓ 容器（指定） 1個当たり 60円
	(2) 指定容器に入らないごみ 10Kg当たり 100円